

令和 5 年度 若松 区リハビリテーション連絡協議会 活動報告書

項目	内容		備考
組織構成	会長：大津 拓也（所属：在宅型有料老人ホームうみかぜ） 副会長：田中 俊輔（所属：リハビリセンターけやき） 副会長：津田 晃輔（所属：さいとう&さめしまクリニック） 運営委員： 9 名 ※別紙名簿添付		会員数：59名 在会員施設数：13施設
活動方針（テーマ）	リハネットワークづくり		
年度目標	リハ専門職種間のネットワーク構築に向けた機会を作り、連携の在り方を探る		
活動実績	① 運営会議（5回）		会議名： ・若松区推進協議会 介護保険部会 ・在宅医療・介護連携支援センター多職種連携研修実行委員会
	② 運営会議以外の会議（例：部会会議など）（2回）		
	③ 他機関（他部署）が主催する委員会や委員が出席した会議（5回）		
	④ 研修会（2回）	リハビリテーション連絡協議会合同勉強会（企画）	開催日時：10月6日 開催方法：現地開催 参加者数：8名
		若松区リハビリテーション勉強会	開催日時：3月15日 開催方法：現地開催 参加者数：25名
	⑤ 交流会（0回）	職種： 内容： 場所：	開催日時： 開催方法： 参加者数：
⑥ 講師、委員派遣（0回）	内容： 派遣先：	日時： 対象者数：	
	内容： 派遣先：	日時： 対象者数：	
活動成果	○対面研修を再開し、顔を合わせての交流を図ることにより参加者・運営委員による活発な意見交換ができた。 ○若松区内のリハ職が在籍する施設に対し訪問等による周知を図り、これまでに参加のなかった施設からの勉強会参加や運営委員の増加につながった。		
次年度の課題	コロナ禍を経て再び連携を構築していくという目標に向け、R6年度は連携において「医療」「介護」のそれぞれの現状を知ることやより良い情報連携の方法について検討していく。		

若松区リハビリテーション連絡協議会 運営委員名簿 (R5年度)

R4.6.1時点

No.	会員氏名	所属	職種	備考
会長	大津 拓也	在宅型有料老人ホームうみかぜ	P T	介護保険部会委員
副会長	津田 晃輔	さいとう&さめしまクリニック	P T	
副会長	田中 俊輔	リハビリセンターけやき	P T	
1	小川 晃弘	芳野病院	O T	
2	原口 聡	芳野病院	P T	
3	竹下 直樹	芳野病院	S T	
4	鈴木 啓太	芳野病院	S T	
5	浅田 遼太	芳野病院	PT	多職種連携研修実行委員
6	佐藤 究	芳野病院	P T	
7	梶山 雄太	さいとう&さめしまクリニック	P T	
8	渡邊 美結	産業医科大学若松病院	O T	
9	柴田 大紀	アンビション	P T	

(事務局)

	吉武 靖史	若松区役所保健福祉課	PT	
--	-------	------------	----	--

(地域リハビリテーション推進課)

	佐藤 美香	地域リハビリテーション推進課	OT	
	金澤 紀子	地域リハビリテーション推進課	PT	
	徳本 郁恵	地域リハビリテーション推進課	ST	

令和5年度 若松区リハビリテーション連絡協議会 勉強会（報告）

【開催日時】 令和6年3月15日（金）

【開催場所】 若松中央市民センター 多目的ホール

【参加者数】 25名

【プログラムと内容】

19:00～開催挨拶 若松区保健福祉課 岩本課長

19:02～事例紹介 回復期リハビリテーション病棟退院予定の脳血管障害の患者について
西部地域リハビリテーション支援センター 志田 啓太郎 PT

退院前にケアマネジャーから収集した情報と実際に退院前に本人や支援者と対面して収集した情報に収集に差がありプランを再検討した事例について報告し、令和6年度の報酬改定に関わる視点や連携におけるポイントについて話題提供いただいた。

19:12～グループワーク

グループは所属や経験年数等にこだわらず配置し、各々の視点で①ゴール設定について、②連携について（リハ添書や多職種連携について）を話し合った。各グループに運営委員を1～2名配置し、グループ内の司会進行を行った。

19:50～名刺交換

2のグループで15分程度名刺交換を行い、所属や自身の業務について紹介した。その後グループを解散してフリーで名刺交換を行った。

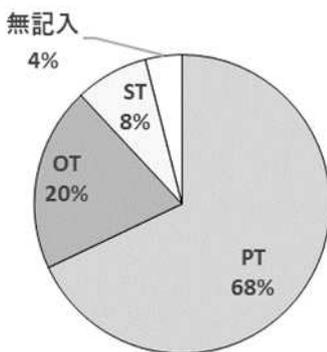
20:25～アンケート記入・閉会



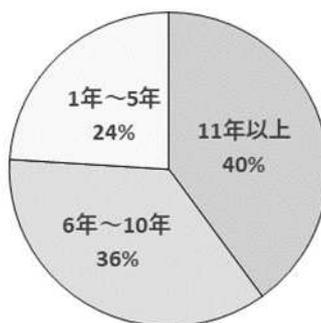
【アンケート結果】

全体 回答率 25/25 (100%)

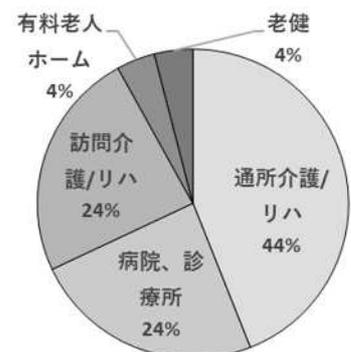
1. 職種



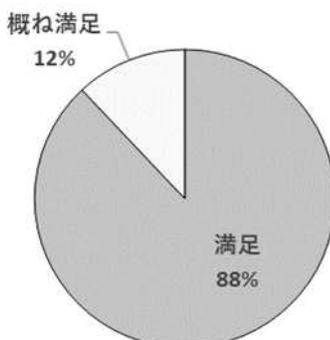
2. 経験年数



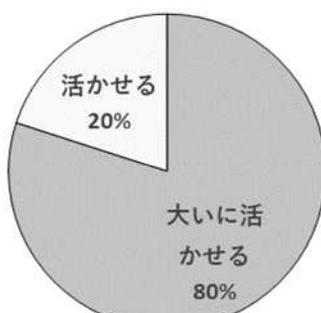
3. 所属



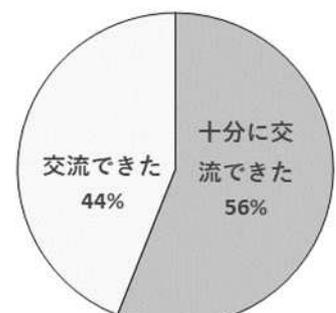
4. 満足度



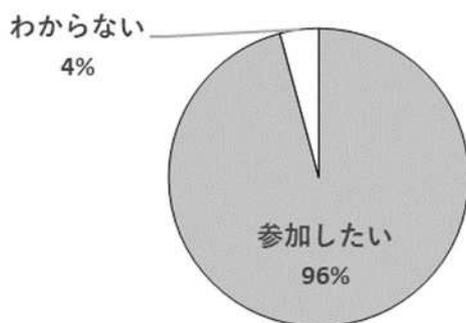
5. 活用度



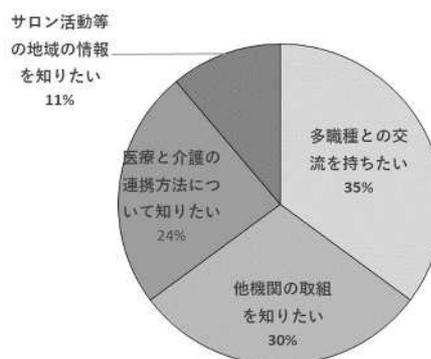
6. 交流できたか



7. 次回参加意向



8. 若松リハ協に期待すること



9. 連携課題

- ・在宅から急性期への情報提供が難しい。
- ・多職種の数が多いと情報の共有と同じ目標を持つ事が難しく感じる時がある。
- ・書面でのやり取りが多いが、専門用語が多くて、同職種間だけでの連携になりがちかな…と感じることがある。
- ・今日のような内容は実際の支援に活かせるので、是非継続してほしい。障害支援（手帳のこと等）詳しく知りたい。
- ・医療—介護間の医学的知識量の差を感じる

【グループワークの内容】

1. ゴール設定について

1) プログラムやゴール設定のためにどんな情報がほしいと思いますか？

- ・生活場所を想定した詳細な情報（本人の身体機能・障害状況や性格、住環境、支援者の介護力等）
- ・可能な限りの予後予測の情報（入院中の医療・リハ状況、患者・支援者に説明した内容等）

2) 在宅生活中のゴール設定のポイントは何か？

- ・本人と家族の Need（現実的（達成不可能）でないものや、家族・状況に差がある場合が多い）
- ・家族からの情報（支援者によって見方が変わる）
- ・活動と参加に重きをおく

2. 連携について

1) リハ添書作成時に気を付けていることはありますか？

- ・他職種が読む場合があるので、必定事項は漏らさず簡潔に記載（リスク管理、既往歴、予後予測等）
- ・本人の家族状況や目標等
- ・食事については添書では対応できないことがあるため別添（A4 1枚程度）で対応している（食形態の名称（学会呼称での共通）、専門的・具体的な記載は避け「絶対に守ってほしいこと」等の記載）

2) リハ添書をももらった時にどこを重点的に読むか

- ・身体機能（歩行速度や距離）、性格（発症後の変化）、リハ意欲、生きがい等

3. 多職種連携をしてよかったことは？

- ・情報のスムーズな連絡や目標の共有ができたこと
- ・看取りの対応共有が行えたこと

4. 支援者などからの情報共有時のポイント

- ・共有ノートの活用（直接的なやり取りがなくても情報共有できる）
- ・MCS（メディカルケアシステム）の活用（医療処置や画像のリアルタイムが事業所間で共有できる）

若松区リハビリテーション連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、若松区リハビリテーション連絡協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、高齢者や障害者が、できる限り住みなれた地域で生活を継続していくことができるよう、地域社会において多様なニーズを把握できる体制を整備するとともに、こうしたニーズに対し、保健・医療・福祉関係者が連携を強化することにより、地域住民へ、より効率的なサービスを提供するために必要なシステム作りを行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リハビリテーションの技術向上を図るための事項
- (2) リハビリテーションの普及、啓発、指導に関する事項
- (3) 内外関係団体との連携交流に関する事項
- (4) 各種地域活動への参加に関する事項
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

(資 格)

第4条 本会の会員は、若松区で保健、医療、福祉業務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士で、本会の主旨、目的に賛同した者とする。

(入 会)

第5条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書を本会事務局に提出しなければならない。

(退 会)

第6条 会員が退会しようとするときは、退会届を本会事務局に提出することにより、退会することができる。または、現職場を退職し、新職場が若松区外であることが確認できた時は、退会したものとみなす。

(資格の喪失)

第7条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 免許を失ったとき

(守秘義務)

第8条 会員は、活動を通じて知り得た職務上の秘密、個人情報について退会後といえども他に漏洩し、または他の目的に利用してはならない。

第3章 役員等

(種別)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名

(選出)

第10条 役員は、会員の中から総会において選出する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第12条 役員の任期は1年(当該年の4月1日～翌年の3月31日迄)とする。ただし、補欠(又は増員)により選任された役員の任期は前任者(又は現任者)の残任期間とする。

2. 役員は、再任することができる。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(運営委員)

第14条 本会の運営を円滑に遂行し、また活動の具体的な提案もしくは調整を行うために運営委員を若干名置く。

(事務局)

第15条 本会は事務局を若松区役所保健福祉課に置く。

第4章 会議

(種別)

第16条 本会の会議は総会及び運営会議とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は第5条の会員をもって構成する。

2. 運営会議は、役員及び運営委員を持って構成する。

(権能)

第18条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

第19条 運営会議は次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 定期総会は毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、運営会議で必要と認めたととき、又は会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
3. 運営会議は必要に応じて開催する。

(召集)

第21条 会議は会長が召集する。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

2. 運営会議の議長は会長がこれに当たる。

(議決)

第23条 会議の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(書面による表決等)

第24条 やむを得ない理由のために総会を開催できない場合は、通知された事項について、書面をもって評決等を行うことができる。

第5章 会則の変更

(会則の変更)

第25条 この会則は、総会において構成員の過半数の同意を得なければ変更できない。

第6章 雑 則

(委任)

第26条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、運営会議の議決を経て別に定める。

附則 本会則は平成18年5月26日より施行する。

附則 本会則は平成22年5月18日より施行する。

附則 本会則は令和 2年4月 1日より施行する。